

しかし、証拠（甲18、被控訴人干の原審供述）によれば、被控訴人ら側でこれらの事項を問題としていることが認められ、平成23年2月選挙における理事の当選の効力を確定することで、これを基礎とする法律関係についての直接的かつ抜本的な解決が期待できるといえるのであって（その解決の方法としては訴訟による必要は必ずしもなく、当事者の自主的な交渉によることもあり得るのであり、それが確認訴訟の紛争解決機能であるともいえる。）、控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らは、「information」については、創刊時から控訴人協会とは独立して発行されてきたものであるとして乙7（2001年7月1日付けの、2000年度控訴人協会理事会の報告書メール）を援用し、そこには理事会見解として「博士協会の事業としてスタートした情報誌は、博士協会から独立に創刊され、運営されてきた事実を尊重し、情報誌はもはや博士協会の所有でないことを博士協会理事会において確認した。」との記載がある。しかし、これは理事会見解にとどまり、乙7には、同誌の問題が「博士協会にとっては最もややこしい問題の一つ」であったとも記載されていたのであり、この問題が上記理事会見解をもって決着したと認めるに足りる証拠はない。

ウ 控訴人らは、被控訴人干において、本件の訴え提起前に、選挙の無効を法的に争うのではなく、控訴人協会の運営を妨害し続けていたから訴訟提起の意図があるかは定かでないなどと主張するが、本件全証拠によっても、被控訴人干が訴訟提起による選挙の無効確認を前提とせずに上記アの各事項の法的解決を図ろうとしているとは認めることができない。

2 争点2（平成23年2月選挙における理事の当選が無効か）について

(1) 認定事実

以下のとおり原判決の付加訂正をするほかは、原判決18頁17行目から21頁19行目の認定説示のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決18頁18行目の「22,」の次に「39の1及び2, 乙40の1及び2, 乙41, 42,」を加える。

イ 原判決20頁7行目の「が,」から9行目末尾までを「。このような状況のため, 李派と反李派は, 中国大使館領事の劉敬師に仲裁を依頼した。劉敬師は両者の一致点を見出そうとしたものの, 容易に合意を得ることはできなかった。劉敬師は, 平成23年2月16日付けのメール(乙39の1及び2。以下「本件領事メール」という。)を張偉に送付し, 共同声明が発表されてから1か月以上を過ぎているのに継続選挙の実施が進められず失望していること, 選挙管理委員会の5+1メンバー構成は双方から推挙されたものであり, 個別の構成員が責務の履行又は民主的な意見の提出を放棄することは個人の自由と権利であるが, 選挙管理委員会から民主主義のルール, 少数者が多数者に従う原則(多数決)で決議されることに影響してはならないこと, 関係の双方及び全会員から選挙管理委員会の選挙管理業務の展開を支持し, 共同声明の精神と原則に従い, 早期に控訴人協会の混乱状況を収束することを希望することが記載されていた。張偉は, これをもとにオブザーバーなしでの平成23年2月選挙の実施を模索したが, 被控訴人干はこれに反対した。張偉が, 同月22日, 選挙管理委員5名(被控訴人干を含む。)に対し, 共同声明の規定や大使館の意見に基づき, 本来ならば投票用紙の送付と投票を行っているはずであるが, 選挙管理委員会において異なる意見もあるので未了であること, 選挙を早期に実施するため, 直ちに投票用紙を送付し投票を行うかについて表決(同意, 不同意, 棄権の三択, 表決しない場合は棄権とみなす。)を行うこと, 同月23日20時までに5人の選挙管理委員に表決意思を送付すべきこと, 送付なきときは棄権とみなすことを内容とするメールを送付したところ, 被控訴人干を除く選挙管理委員は同意したが, 被控訴人干は表決に加わらず, 張偉はこれを棄権とみなし, 被控訴人干を含む選挙管理委員にメール

で通知した。なお、これらのメールは、カーボンコピーで李、趙、中国大使館の劉敬師にも送付された（乙４０の１及び２）。」に改める。

ウ 原判決２１頁７行目の「平成２２年」から８行目の「得票数」までを「今回発送した投票用紙は１９６枚（前回の選挙時に有権者と認められた会員で未投票の１５０名、氏名未確認の４１名、連絡が取れなくなっていた老会員で新たに連絡の取れた者５名）、最終的に回収したのは２２票（うち１票は棄権）、前回の投票で回収した有効投票が８２票であり、併せて１０３枚の有効投票があること」に改める。

(2) 検討

平成２３年２月選挙の有効性については、旧規約の規定、共同声明等に至る経緯、その後の事情変更、投票の実情等を総合的に考慮し、その手続に重大な瑕疵がある場合に、これを無効とすべきものと解される。

ア(ア) 被控訴人らは、平成２３年２月選挙において、会員名簿に瑕疵があり、投票用メールを受信していない会員が多数存在していたと主張するが、その実数は明らかでない（被控訴人干は、原審本人尋問において９人であると供述するが、的確な裏付けはない。）。

(イ) もっとも、証拠（甲１５、１６、１７の１及び２）によれば、趙新為、胡哲新及び趙輝の３名の会員については、投票用メールを受信していない旨、会員のメーリングリストに送付していることが認められる。

これに対し、控訴人らは、趙新為に送付したメールとして乙３０、３３を、胡哲新に送付したメールとして乙３１、３４を、趙輝に送付したメールとして乙３５の１を提出する。このうち、乙３１、３４は、宛先とされるメールアドレスが、胡哲新が送付したメール（甲１６）の差出人欄のメールアドレスのそれと一致し、乙３５の１は、宛先とされるメールアドレスが、趙輝が送付したメール（甲１７の１・２）の差出人欄のメールアドレスのそれと一致し、この両名については送付はされてい

るものと認められ、これが到達しなかったことを認めるに足りる証拠はない。他方、趙新為に対し、平成23年2月に張偉によって送信された乙30、33の宛先とされるメールアドレスは、同年3月2日に趙新為が送付したメール（甲15）の差出人欄とドメインの一部が異なっている（tusでなくsutとなっている。）。乙38によれば、趙新為は、平成13年5月30日にメールアドレスを上記差出人欄記載のメールアドレスと同様のメールアドレスに変更したとの記載があるものの、乙37によれば、平成13年12月の趙新為の論文には上記宛先とされるメールアドレスが記載されており、平成23年2月選挙の時点で、上記宛先とされるメールアドレスに電子メールを送付して趙新為が受信できたのかは必ずしも明らかでなく（被控訴人ら代理人が同宛先とされるメールアドレスに送付したところ、ホスト又はドメインが見つからなかったとされた〔甲32〕。）、趙新為に対する投票メールは到達しなかった可能性がある。

- (ウ) しかし、趙新為に投票メールが到達しなかったとしても、また、9名に届いていなかったという被控訴人干の供述が正しかったとしても、有権者数（控訴人協会の把握では、平成22年7月選挙で有効に投票した82人と、平成23年2月選挙で投票用紙を送付した196人の合計278人。被控訴人干、控訴人協会代表者兼控訴人藤の各原審供述でも300人程度）に対して約3パーセントであり、上記不到達が選挙結果に影響を及ぼしたと認めるに足りる証拠もないのであって、平成23年2月選挙の無効を来すだけの重大な瑕疵があるとはいえない。

被控訴人らは、控訴人協会の理事が、意図的に一部の会員を除外して通知していたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。平成22年7月選挙でメールアドレスの確認が取れない者がいたのは、メーリングリストの変更を会員名簿に反映させていなかったことによる事務的

なミスとみられるし（甲19, 20），被控訴人朱寧がこの照合を行っていた過程で，劉学振が複数のメールアドレスで登録していたことが判明したものの，これは同人の勤務先ではセキュリティに欠けるメーラーを受信できないため，便宜上個人のメールアドレスも登録していたことによるもので，二重投票をする意図はない旨明言しており（甲23），また，証拠（乙23）によれば，平成23年2月選挙中，控訴人協会の選挙管理委員会は，投票用紙を受け取れなかったとの問い合わせがあればその都度送付し，受け取っていない会員は選挙管理委員会に連絡するように呼びかけていたことも認められるのであって，控訴人協会が恣意的な投票用紙の送付を行っていたとは認められない。

イ 被控訴人らは，オブザーバーの任が選挙管理監督委員会へ参加していない点を問題とする。

（ア）控訴人協会が，オブザーバーのいないまま平成23年2月選挙を実施した経緯は，補正の上引用した原判決20頁3行目から9行目のとおりであって，任の不参加を受けて，共同声明に関与した中国大使館領事である劉敬師に仲裁を依頼したが不調に終わり，劉敬師がオブザーバーなしでの選挙も容認する姿勢を示した（本件領事メールの選挙管理委員会の5+1メンバー構成は双方から推挙されたものであり，個別の構成員が責務の履行又は民主的な意見の提出を放棄することは個人の自由と権利であるが，選挙管理委員会から民主主義のルール，少数者が多数者に従う原則（多数決）で決議されることに影響してはならないとの記載はその趣旨を含むものと解される。）ため，これを受けて選挙管理委員会で議論がされ，被控訴人干が反対したものの，最終的には表決という手続を踏んで，オブザーバーなしでの選挙をすることにしたというものである。

（イ）会員全員の直接選挙で選出される控訴人協会の役員には2年の任期が

ある以上、新たなオブザーバーについて合意するまで一切選挙をしないことが現実的な解決策であるとは考え難く、上記のとおり話合いの末表決に至ったことを考慮すれば、少なくとも、平成23年2月選挙においてオブザーバーなしに選挙がされたことが、手続における重大な瑕疵であると認めることはできない。

ウ 被控訴人らは、投票先として選挙管理委員の個人のメールアドレスが用いられた点を問題とする。

(ア) 確かに、共同声明においては、控訴人協会のサーバーを、第三者に保管させることになっていたから、平成23年2月選挙で投票先として個人のメールアドレスが用いられた点については問題がないとはいえない。

しかし、平成23年2月選挙では、投票用メールの送付先として、張偉のメールアドレスに加え、他の選挙管理委員のアドレスにカーボンコピーで送付することが指定されていることから、選挙管理委員個人による何らかの作為が介在したとしても、他の選挙管理委員が直ちに知るところとなり、透明性は確保されているといえ、少なくとも、重大な瑕疵があるとはいえない。

(イ) この点、被控訴人らは、甲13を見ても、カーボンコピーを送るように明確には指示されていないし、誰に対し、あるいは何名に対し送るかについても明確な記載がないと主張する。

しかし、日常電子メールを使っている者であれば、甲13を見れば、「CC」で記載されている選挙管理委員にカーボンコピーを送付すべきであることは理解できると解され、現に、証拠(甲14)によれば、平成23年2月選挙における有効投票21票のうち18票は、選挙管理委員として「CC」でメールアドレスが記載されている被控訴人干のメールアドレスにも送付されているのである。

エ 以上によれば、被控訴人らが問題とする諸点はいずれも重大な瑕疵とはいえず、これらを総合的に考慮しても同様である。

よって、平成23年2月選挙に無効事由があるとはいえない。

3 争点3（控訴人滕が控訴人協会の会長の地位にあるか）について

(1) 認定事実

原判決24頁26行目から26頁8行目の認定説示のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決25頁4行目の「第12条」の次に「1項に理事及び監事は会員全員により直接選出する旨、4項に、理事会選出後15日以内に会長・常務副会長を選出せねばならず、理事当選者からペアで立候補を表明し、在任中の抱負と方針を会員に説明し、会員からの質疑に答えるべきこと、理事会理事により投票で選任されること等、」を、6行目の「旨」の次に「、16条3項に、会長が辞任し、又は責任を果たせなくなった場合には、常務副会長が理事会の議決を得て会長の職務を代行する旨」を、それぞれ加える。

(2) 2のとおり、平成23年2月選挙による理事の選出は有効であり、それを前提とすると、新規約の制定も有効というべきであるから、これに基づく平成23年8月選挙も有効であり、また、第10期理事会による第11期選挙管理委員会の設置も有効である。

また、平成24年10月選挙も、新規約12条4項により有効にされたものと解される（同項により要求される会員の質疑に対する答弁期間も設定されている。）。

(3) 被控訴人らは、平成23年8月選挙に関し、仮に新規約が適用されるとしても、新規約12条7項で選挙管理委員会を設けて補欠選挙を行うことを定め、同条4項は会長が理事会理事により投票で選任されると定めるほか、その候補者が、会員に対して抱負と方針を説明し、会員からの質疑に答えるという手続を定めることからすれば、理事会限りの補欠選挙は許されず、会員

による直接選挙が要求されるから、無効であると主張する。

しかし、新規約12条1項で、会員による直接選挙が想定されているのが理事及び監事に限られていること、同条4項は、理事会選挙後の会長の選出方法を定めるものであり、そこでも会長を理事会理事の投票において選出するものとしており会員による直接選挙は想定されていないこと、同条7項は、会長、常務副会長、理事、監事に欠員が生じた場合の規定であって、欠員を補充するために30日以内に後任者を選出するべく、理事会の議決を経て繰上当選、又は選挙管理委員会を設けた補欠選挙を想定しているにすぎず、この場合にのみ会長について会員による直接選挙をする理由はないことに鑑みれば、理事会においてされた平成23年8月選挙は有効というべきである。控訴人藤は平成24年10月選挙において理事に当選し、理事会において控訴人協会の会長に選出されているから控訴人協会の会長の地位にある。

4 結論

以上によれば、本件各請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は相当でなく、本件控訴は理由がある。よって、原判決を取り消した上、被控訴人らの請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野 洋一 

裁判官

本志 弘行 

裁判官

岩井 直幸 

これは正本である。

平成29年3月22日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官

野口

修

